

1. 基本的事項

■ 基準省令の対象範囲

＜犬猫を取り扱う事業者全般＞

- ・販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあわせん業、譲受飼養業。
- ・第1種動物取扱業者(営利)に限らず、譲渡団体等の第2種動物取扱業者(非営利)にも準用。
- ・犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める。

■ 基準省令の施行期日

- ・令和3年6月1日とし、一部の規定については経過措置を設ける。環境省、関係行政機関、第1種動物取扱業者・第2種動物取扱業者等の連携を図り、基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める。
- ・これらの環境づくりを進めるために必要な期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、施行期日をずらす、段階的に頭数を制限する等の経過措置を設ける。
- ・仮に遺棄、殺処分等が行われるようなことがあれば、速やかに刑事告発を行うなど法違反として厳正に対処する。
- ・一部の基準の経過措置期間中も、新たに規定した体表が毛玉で覆われた状態等の犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準その他の基準を運用して、適正飼養を担保する必要がある。
- ・経過措置を定めた基準との乖離が大きい事業者等については、経過措置期間中に集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できないと判断される場合は、勧告、命令、取消しを視野に厳格な対応を行う必要がある。

2. 施策の効果的な取組を推進するための措置

■基準の解説書(仮称)の策定

事業者及び事業者の指導監督を行う自治体職員に対し、基準の考え方や基準を満たす状態等をわかりやすく示すとともに、よりよい飼養管理を実現するため、以下の事項を説明する「基準の解説書(仮称)」を策定する。

- ① 基準を満たす状態(満たさない状態)の例示
- ② 基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③ 基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方 等

■自治体の取組の支援の充実

・環境省は、省令が施行される令和3年6月以降、自治体が不適正事業者に厳格に対応するための相談窓口を設置するとともに、寄せられた相談に基づき、行政処分に係るノウハウを自治体へ周知する。

■国民的な議論の推進

- ・譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要がある。
- ・繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の周知を図る効果的な普及啓発手法や譲渡のためのネットワーク形成のあり方、一般家庭のみならず犬猫が多様な活躍の場を得られる方策の検討など、多面的な取組を進めるための議論の場を設置することが必要である。
- ・長い品種改良の歴史の中で、母体の安全のために帝王切開による出産が基本となる犬種や特有の疾患のリスクがある犬種や猫種が存在することなどを踏まえ、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方について、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていくことが必要である。同時に、飼養する動物やその入手先等に関して、消費者が意識を向けるような教育や情報提供も重要である。

■事業者の主体的な取組の推進

・動物取扱業の更なる適正化のためには、飼養管理基準の遵守の徹底のみならず、事業者が主体的に動物の飼養管理の質を向上させる取組が重要である。事業者が専門家の助言を得て飼養管理の状況を評価し、改善につなげる方法や、優良な事業者が消費者から評価される仕組みなど、より良い飼養管理が促進されるよう、その具体的方策の検討が必要である。

3. 環境省令に規定する事項の概要 (犬又は猫の適正な飼養管理基準の具体化)

(1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■ 運動スペース分離型飼養等(ケージ飼育等)を行う際のケージ等の基準

＜寝床や休息場所となるケージ＞

- ・犬:タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
- ・猫:タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、
1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- ・複数飼養する場合:各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

＜運動スペース＞

- ・下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

■ 運動スペース一体型飼養等(平飼い等)を行う際のケージ等の基準

- ・犬:床面積(分離型ケージサイズの6倍以上)×高さ(体高の2倍以上)、
複数飼養する場合:床面積※(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- ・猫:床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合:床面積※(分離型ケージサイズの面積以上×頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- ・繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

■ ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- ・金網の床材としての使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

3. 環境省令に規定する事項の概要 (犬又は猫の適正な飼養管理基準の具体化)

イメージ図(犬)

運動スペース分離型 (ケージ飼育等)

- ・寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定

寝床や休息場所として用いるケージ等

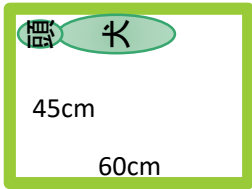
分離型運動スペース

運動スペース一体型 (平飼い等)

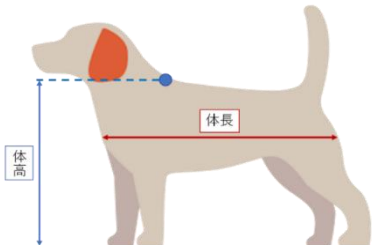
- ・運動スペースを含む飼養設備 (檻・ケージ等)のサイズを規定

運動スペースを含む飼養設備 (檻・ケージ等)

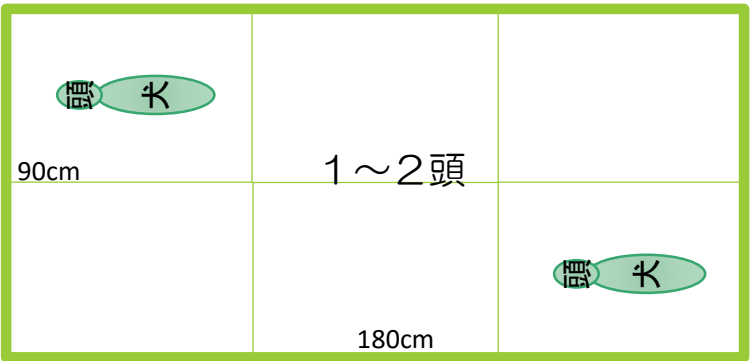
運動スペース分離型のケージ等
 タテ(体長の2倍以上)
 ×ヨコ(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合



運動スペース一体型のケージ等
 (分離型運動スペース)
 分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



複数飼養
 1頭あたり3倍以上の床面積を確保

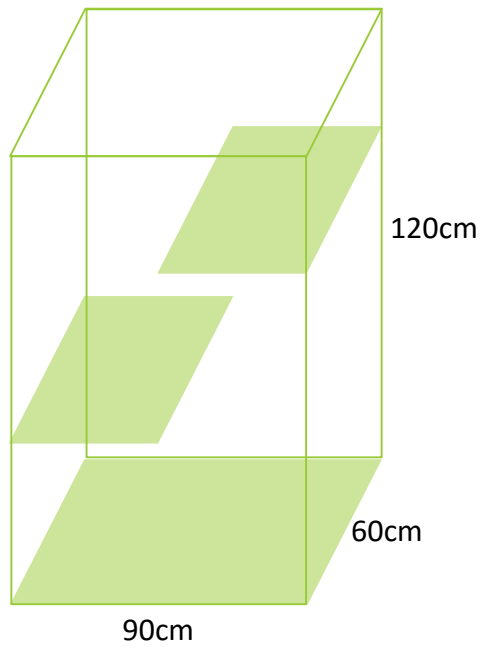
+



イメージ図(猫)

運動スペース一体型のケージ等

- ・分離型ケージサイズの床面積の2倍以上 × 高さ(体高の4倍以上)
- ・2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする



※猫の体長30cmの場合

3. 環境省令に規定する事項の概要 (犬又は猫の適正な飼養管理基準の具体化)

(2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- ・犬: 1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭が上限
- ・猫: 1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭が上限
- ・いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数に含めない(その飼養施設に
いるものに限る)。
- ・犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定める。

(3) 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- ・飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環
境を管理すること。
- ・臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- ・自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

(4) 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- ・1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書
を5年間保存すること。
- ・繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

(5) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- ・犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、
展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- ・飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らか
なものに限る)を目視によって観察すること。

3. 環境省令に規定する事項の概要 (犬又は猫の適正な飼養管理基準の具体化)

(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- ・犬: 雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・猫: 雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ・犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ・運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

4. 基準省令の附則(経過措置)の概要

■飼養施設に備える設備の規模に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、

- ・新規事業者は、令和3年6月から適用
- ・既存事業者は、令和4年6月から適用

※1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施は、ケージサイズと同時に適用

■従業者の員数に関する事項

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行う期間が必要なため、段階的に5頭ずつ減らす。第2種動物取扱業では、ブリーダー等の第1種動物取扱業からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期を1年遅らせる。

- ・新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- ・既存事業者は、段階的に適用し、
令和6年6月から完全施行(第1種動物取扱業)
令和7年6月から完全施行(第2種動物取扱業)

■繁殖の方法に関する事項

マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数確認に対する実効性を担保できること※を考慮し、

- ・メスの交配年齢、出産回数に係る規定は、令和4年6月から適用

※令和3年6月から生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用

- ・年1回の健康診断及び帝王切開に係る規定は、令和3年6月から適用

表:員数の規定に係る経過措置

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

第2種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R5.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R6.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R7.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

5. その他施行規則の改正等の概要

■第1種動物取扱業の登録基準に定める事項(現行施行規則の改正)

- ・第1種動物取扱業の登録基準を規定する現行の施行規則を改正し、犬猫に係る飼養施設、設備及び従業者数に関する遵守基準については、登録基準にも準用する。

■現行施行規則の改正

- ・基準省令の制定に伴い、第1種動物取扱業者の遵守基準を規定する規則第8条及び第2種動物取扱業者の遵守基準を規定する規則第10条の9を削除する。

■現行の細目(告示)の廃止

- ・環境省令の制定に伴い、第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目及び第2種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目を廃止する。

■マイクロチップ関連規定の基準省令への位置づけ

- ・令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録等の義務化に当たり、犬猫等販売業者による当該義務の履行を一層担保するとともに、繁殖に係る基準の遵守状況の確認等に効果的に活用する方策を検討し、法第21条第1項に基づき環境省令で定める遵守基準として犬及び猫へのマイクロチップの装着等を規定する。

■関連様式等の改正

- ・関連規定の実効性を確保するため、第1種動物取扱業登録申請書、第2種動物取扱業届出書において事業所に配置される職員の最低数の記載やケージ等の規模を示す図面の添付を追加し、繁殖実施状況記録台帳において犬猫の生涯出産回数の記載を追加する等の所要の改正を行う。